

手数料の納付方法について（お知らせ）

広島県

広島県の手数料は現在、収入証紙により納付していただいておりますが、平成 25 年度から順次収入証紙を廃止し、現金納付に切換えます。

<切換時期と実施する機関等>

切換時期	機 関	手数料の代表例
平成 25 年 11 月	県庁 警察	・自動車運転免許更新 ・産廃収集運搬業許可 ・電気工事士免状 ・自動車保管場所証明 ・介護支援専門員関係 ・教職員免許法定講習
平成 26 年 11 月	合同庁舎 単独事務所 市町等	・旅券発給 ・飲食店営業許可 ・卒業証明 ・漁船登録 ・建設業許可

- 申請ごとの納付方法等の詳細は、順次、申請要領や広島県ホームページ等でお知らせします。
- 現金納付に切換え後 1 年間は収入証紙も使えます。
- 使用できなくなった収入証紙は買戻しできます。

詳しいお問い合わせはこちら

広島県会計総務課出納管理グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL：082-513-2112（ダイヤルイン）

E-mail：kaisoumu@pref.hiroshima.lg.jp